

四国地方整備局訓令第19号

吉野川学識者会議 吉野川河道管理検討会を次に定める。

四国地方整備局長

## 吉野川河道管理検討会規約

### (検討会の設置)

第1条 吉野川における侵食被害に対しては、吉野川水系河川整備計画の点検結果（平成28年3月）を踏まえ、侵食箇所への護岸・根固工の対策のみならず、樹木繁茂抑制、河床の固定化対策など周辺の河道管理と一体となった対策を検討する必要がある。このため、今後の侵食対策における方向性等について、指導・助言いただく「吉野川河道管理検討会」（以下「検討会」という）を吉野川学識者会議の部会として設置する。

### (業務)

第2条 検討会は前条に記した目的を達成するため、次にあげる業務を行う。

1. 吉野川岩津下流河道変遷のとりまとめ
2. 侵食対策の今後の方向性の検討
3. 西原箇所侵食対策の検討

### (検討会の組織)

第3条

1. 検討会は、吉野川学識者委員のうち、別表-1で構成する。
2. 検討会は、会長を置く。会長は委員の互選によってこれを定める。
3. 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
4. 会長の指名により、会長代理をおくことができる。会長代理は、会長不在の場合に会長の職務を代理する。
5. 会長は、必要があるときは、検討会に1.に掲げる以外の者の参加を求めることができる。

### (事務局)

第4条 検討会の事務局は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所内に置く。

2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
3. 事務局は、検討会における検討結果等をまとめ、「吉野川学識者会議」に報告する。
4. 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、議長の議事進行と調整

を図り、次に掲げる者を退場させることができる。

- 一 会議の秩序を乱した者
- 二 議事進行に必要な議長の指示に従わない者

（検討会の開催）

第5条 検討会は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長（以下、事務所長）が開催する。

（情報公開）

第6条 検討会は公開するとともに、議事録については公表する。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は事務所長が検討会に諮って定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

## 吉野川河道管理検討会委員名簿

【五十音順・敬称略】

氏名	専門分野	所属
渦岡 良介	地盤工学・地震工学	徳島大学大学院 教授
鎌田 磨人	生態系管理（生態学）	徳島大学大学院 教授
木下 覺	植物生態学	徳島県植物研究会 会長
武藤 裕則	洪水防御（河川工学・水理学）	徳島大学大学院 教授